

令和7年 第13回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後2時00分～午後2時52分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第13回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番佐藤光司委員・15番金井亮委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。
令和7年11月25日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係7件、5条関係11件につきましては、令和7年12月16日付で許可書を交付いたしました。
現況証明の11月分の取扱いでございますが、2件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。
令和7年度全国農業委員会会長代表者会議が11月27日に東京都文京区の文京シビックホールで開催され、丸山会長が出席されました。
群馬県農業会議の第9回常設審議委員会が12月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。
子ども食堂への令和7年お米の寄贈式が12月17日に安中市役所で行われ、丸山会長が出席されました。
令和7年度女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会が12月18日に前橋市のJAビルで開催され、伏田委員が出席されました。
令和7年第4回安中市議会定例会が11月28日から12月12日の間開催されました。報告が2件、議案が25件提出され、議案及び議会議案の全てが採択されました。
報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 本案について事務局の説明を求めます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和7年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。農地法第3条の1番、2番、3番について説明させていただきます。
まず、1番ですけれども、農地法第3条の許可申請の1番です。所有権移転贈与ということで、実際現場を確認しましたけれども、この1ページ目の地図のとおりで、何ら問題ないと思います。

それから、2番と3番に関しましては、この2ページ目の地図でして所有権の移転交換とのことで、実際はこの〇〇の自宅の北にある耕作地、これを自分の家の近くに寄せたということです。実際若夫婦がネギの出荷をやっていて、話をしたのですけれども、集約するべく土地を交換して、自分の家の近くに寄せたという話を聞きました。2件とも何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の4番です。この場所は、〇〇の書いてありますとおり、〇〇というところなのですけれども、〇〇のすぐ上に〇〇というお寺さん、〇〇があるところなのですけれども、そのちょっと下の坂道がずっとあります。そこの受け人の人が〇〇を営んでおりまして、その隣接する土地です。畑、田んぼと書いてありますけれども、実際には水はあまりないので、畑として使っておるところでございます。周りの農地等と比べても何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条関係の6番です。申請地の西側に、今4月に総会で一般住宅用地として許可申請されました新築中の家がございます。その方がすぐ手前のところを、今草地になっております畑を家庭菜園として使いたいというような形なので、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。1ページ目、議案第1号、農地法第3条の5番です。ここは既に営農型の太陽光が設置されているところが継続ということなのでしょうけれども、

先日確認したところ、雑草もきれいに整備されていまして、今のところ何も作っている気配はないのですけれども、周りに影響を与えるような場所でもない
ので、安中とも本当に〇〇との境の〇〇のすぐ東側に隣接したところで、特に
問題はありません。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したい
と思ひます。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した議案について、他の審査班との審
査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませ
んか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に2番と3番の2件、2班に1番と4番の2件、3班に
5番と6番の2件、以上合計6件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要につい
ても説明をお願いします。

事務局 12月19日に実施されました申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光
申請に係る4条申請4件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるよ
うな事項は見当たりませんでした。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願ひたい。

令和7年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の6件です。受理し
た申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満た
すと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の2番、3番、4番及び5番です。全て内容が同じ案件ですので、一括して意見を述べさせていただきます。

内容は先ほど事務局の説明のとおりでありまして、現地確認をしたところ、山の山林の一部になっておりました。もう50年ぐらいたっているとのことで、山の一部ということで、もうこれは致し方ないと考えます。審議の参考にしてください。お願いします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法第4条の6番です。この場所、〇〇といいまして、〇〇と読みます。丁寧に写真までつけてくれてありがとうございます。この場所は、〇〇と今言った〇〇の〇〇の境のところにある農地です。農地といえますか、農地申請は先月ですか、移住して農業をやりたいということでありまして。この方が持っている贈与された家なのですけれども、古い古民家があります。その西側のほうにキウイの棚があって、そのちょっと向こうに、その今始末書が書かれている小屋みたいなのがあります。周りの住宅、それから農地はもうほとんどないのですけれども、そこのところを見ても特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番の②、〇〇と③、〇〇の2件でございます。この農地は営農型太陽光発電の用地として榊を植えておりまして、榊も順調に植えておりまして、また下のほうの草刈りもきれいにしてございますので、営農型太陽光の発電として継続するのに何ら問題はないと思います。審議の参考にしていただければと思います。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番の〇〇分でございます。営農型太陽光ということで榊を植栽してありまして、下草もきれいに管理されておりまして、事業継続を可能と思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番と6番の2件、以上合計6件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 12月19日に実施されました申請面積1,000平米以上、営農型太陽光発電申請に係る5条申請3件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の1番と6番です。

1番の申請地はこの付近の住宅を東西南北に鍵の手で囲む畑で、現在ちょっと荒れておりますが、これを駐車場にしたいという申出であります。付近の農地につきましても草刈りはしてあるのですけれども、耕作していないようなところなので、特に周りに対しても影響を与えることはございません。審議の参考としていただきたいと思います。

それから、6番の申請地につきましては、北側が住宅を取り壊されて宅地が更地になっておりまして、その中の畑でございまして、西側は住宅、東側も住宅、南側は荒れた田んぼを下に見る崖になっておりまして、周囲のところに影響を与えるような場所ではございません。審議の参考としていただきたいと思えます。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号の農地法第5条関係、3番、4番、これ2つ同じ人ですので、続けて一括でやりたいと思えます。

この場所は〇〇とそれとその隣が通路になっています道路で、それで〇〇が西側に駐車場として使っております。現在この土地というのがほとんど耕作放棄に近い状態になっておりまして、その下のほうも自分の土地だけれども、ほとんど利用はしていないというような状態で、耕作放棄地で、そのまんまではちょっとこれは危険だなというようなところで、許可相当ではないかなと思えますので、ご審議の参考にしていただきたいと思えます。

それと、5番です。5番の土地は〇〇のすぐ東側に当たるところで、今ここが分譲地みたいな形で、ほとんど周りが宅地化している中のほんの隅の一角なのですよね、この場所は。もうほとんど農業をするのは不可能に近いような場所になっておりますので、審議の参考にしていただきたいと思えます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法第5条の関係の申請の2番になります。ここは、譲渡人さんの畑がまとまっているところで、申請地は北と西と南が道路に挟まれています。特に耕作にも影響ないと思えますので、妥当かと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法第5条の7番です。この案件は、受け人の方が〇〇の実家の屋敷内に住宅を建設する予定なのですが、土地が借りられるということで、今回の転用でございまして。周りの農地とか住宅が周りに隣接しているので、特段問題ないと思えます。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請の 9 番です。太陽光発電用地ということで、自宅の東側と北側に畑がありまして、太陽光用地として売買する計画だということです。周囲に耕作地はありませんので、特段問題ないかと思うのですが、この太陽光設備をやった場合に、この後方の家に反射やら輻射やらという問題が発生する可能性があるかなというふうに思いました。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

7 番。

7 番委員 7 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 8 番です。先ほどの案件で議案第 1 号の農地法第 3 条、5 番と同じ関連のところなのですがけれども、特に問題はありません。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番、2 番と 9 番の 3 件、2 班に 3 番から 5 番の 3 件、3 班に 6 番から 8 番の 3 件、以上合計 9 件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 2 7)

(書類審査)

(再開午後 2 : 4 0)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 1 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、2 番、それ

から3番の2件になります。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番、4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から6番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

- 2 班班長 1 3 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、3 番、4 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 9 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、5 番から 6 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委 員 挙手全員。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。
- 1 班。 1 班。
- 1 班班長 1 1 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番、2 番、9 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 1 3 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、3 番から 5 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 9 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、6 番から 8 番

の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書4ページ記載の1、中間管理権設定関係の1番から58番及び議案書5ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1番から16番の計74件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第13回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時52分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年12月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員